

# 仕 様 書

本件は、太秦庁舎において、エアコンの動作不良改善のため、修繕を委託するものである。

1. 件 名 太秦庁舎空調設備修繕
2. 作業場所 京都市右京区太秦安井一町田町1 4 番地 地内（太秦庁舎1階守衛室）
3. 期 日 契約の日の翌日から4 5 日

## 4. 機器仕様

品番／製造業者	PKFY-P28BMG3／三菱電機
機器型式	ビル用マルチエアコン 室内ユニット 壁掛型
冷房能力／暖房能力	2.8kW／3.2kW
電源	単相-200V

## 5. 内容

- (1) エアコン室内機を専用の薬品により洗浄すること。
- (2) 以下の部品を更新すること。

品名	数量
室内機ファンモーター	1 個
室内機ファン	1 個

修繕に必要な工具及び消耗品については契約相手方が用意及び負担するものとする。

なお、本修繕実施後においても不具合が継続する場合は、原因を調査のうえ、当該不具合の解消に必要な修繕内容及びその費用に係る見積書を提出すること。

6. 提出書類 (1) 完了届・請求書 1 部  
(2) 報告書 1 部  
(3) その他、局が指定するもの

## 7. その他

- (1) 本修繕に当たっては、あらかじめ担当者と修理日程等について十分な打合せ等を行い、当局の業務に支障のないように、迅速かつ確実に行うこと。
- (2) 作業に当たっては、作業前、作業中、作業後の写真を撮影し、A 4 用紙に印刷のうえ、結果報告書、完了届、請求書類とあわせて技術監理室監理課に提出すること。
- (3) 本件業務にあたり、撤去・処分を必要とする廃棄物が発生した場合は、関連する法令、条例等を遵守し適正に処分すること。
- (4) 本件業務にあたり、明示されていない事項であっても、受託業務実施に当たり必要な事項は、受託者の負担により実施しなければならない。